

〈祈りのために〉

イエスは言われた。「わたしは復活であり、命である。わたしを信じる者は、死んでも生きる。生きていてわたしを信じる者はだれも、決して死ぬことはない。このことを信じるか」

(ヨハネによる福音書 11 章 25-26 節)

主イエスはベタニアにいるマルタとマリアの兄弟ラザロが病気だと聞いても、すぐにはそこに行きませんでした。ベタニアに行かれた時、既にラザロの死後4日たっていました。

「主よ、もしここにいてくださいましたら、わたしの兄弟は死ななかつたでしょう」と嘆くマルタの気持ちはもったもです。しかし主イエスは、あえてその時を選んで来られたのです。主イエスはマルタに「あなたの兄弟は復活する」と告げます。マルタはそれを「終わりの日の復活」のことと受け取ったのですが、主イエスは、御自身が復活であり、命であることを示されました。「わたしを信じる者は、死んでも生きる」とは、主イエスだけが言うことのできる言葉です。なぜなら、主イエスだけが十字架で死んで復活し、永遠の命を与えることのできるお方だからです。また、生きていた内にイエスを信じる者は永遠の命に生き始めるので、「決して死ぬことはない」と断言されるのです。

主イエスがマルタに問われた「このことを信じるか」という言葉は、私たちへの問いかけでもあります。マルタが答えた「はい、主よ、あなたが世に来られるはずの神の子で、メシアであるとわたしは信じております」という言葉も私たちの信仰告白なのです。この後マリアも主イエスのおられる所に来て、足元にひ

れ伏し、マルタと同じことを言います。主イエスは石を取り除けさせると墓の中に入り、天の父に「わたしの願いを聞き入れてくださって感謝します」と祈ります。父なる神と御子は一体なので、主イエスの祈りは既に聞かれています。その願いはラザロを生き返らせることです。主イエスは周りにいる群衆に対して「あなたがわたしをお遣わしになったことを、彼らに信じさせるため」、ラザロの名を呼んで甦らせました。ラザロは葬られた時の姿で墓から出てきました。

「驚いてはならない。時が来ると、墓の中にいる者は皆、人の子の声を聞き、善を行った者は復活して命を受けるために、悪を行った者は復活して裁きを受けるために出て来るのだ」と既に5章28-29節に予告されていた言葉が、イエスによるラザロの甦りによって、実際に起こったのです。

私たちの信仰は、死者を神格化したり、死者の霊を慰めたり、魂を鎮めることをしません。それは、私たちが生きていた時も死ぬ時もキリストのものであり、神のみが死人を復活させ、永遠の命か滅びかを定める権威をお持ちであると信じているからです。主イエスの言葉は、死を恐れ、悲しむすべての人に対する希望であり、慰めなのです。唯一の慰めは、ただイエス・キリストにあるのです。

〈祈り〉 生と死の支配者である主よ、あなたは私たちにとって唯一の慰めです。どうか、世の人々に、死者に対する正しい在り方を示してください。復活の主を信じる信仰によって、永遠の命が与えられることを、教会が宣べ伝え続けることができるよう、導いて下さい。

桑 広国 (函館相生教会牧師)

新シリーズ開始『その時に備えて Part 2』を読む（5）

川越 弘（沖縄伝道所牧師）

Q4 そもそも天皇制の何が問題なのですか？

A4 私たちは、すべての人は天地の創造主である神によって造られたゆえに、人権はすべての人に平等に与えられており、永久不可侵のものと考えています。一般的にもそれは、自然権に基づく権利として近代憲法の基本的な考え方になっています。日本国憲法第十一条も、「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」と謳っています。

このように、人間一人ひとりに平等に与えられている人権に優劣はないはずですが、たとい象徴であろうと「天皇」という特別な地位を設けたため、国民一人ひとりとの間に不平等が生じました。しかもその天皇の権威は、神話に基づくものなのです。そして、例えば、皇室報道における過度な敬語表現はいかにもある特定の人々を高めているようで、とても平等な報道とは言えませんが、キリスト者であっても、天皇や皇室について語るときに、同様の敬語を使う人が多いのも事実です。

また、「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する」という皇室典範第四条によって、死去による天皇の代替わりのみが規定されていましたが、2016年8月8日の、天皇のビデオメッセージにより皇室典範特例法が成立し、天皇の生前退位が決定してしまいました。一人の人の発言によって、国の制度が変わったのです。これは天皇の特別な権威を表していることにならないでしょうか。私たちキリスト者は、神だけが唯一の主であり、神以外のものを拝んだり、神と並べて他のものを拝んだりすることは偶像礼拝であり、神である主の最も忌み嫌われることと信じています。ところが、アジア・太平洋戦争中、日本の教会の多くは戦争に協力したのみならず、神社参拝、天皇崇拜までも積極的に行いました。日本は侵略し植民地とした国々にも神社を建て、その国の人々の信仰の自由を奪い、神社参拝、天皇崇拜を強要しましたが、教会は、それを後押しするようなことまでしたのです。

そのような過去の反省に立って、自由主義神学への対峙のみならず、天皇制国家主義に対峙しようと、戦後の福音派教会は立ち上がりました。ですから私たちは、神である主ご自身から、私たち一人ひとりに与えられている大切な人権を守ろうと意識する必要があります。ところが、自民党の憲法改正草案に、「日本国は、…天皇を戴く国家」（前文）だとか、「天皇は、日本国の元首」（第一条）、といった表現が用いられ、再び天皇制国家主義が頭をもたげようとしています。このような時代、神である主以外に、天皇を人の上に立つ権威であるかのように、しかも神話に基づいて定めた制度があること自体、私たちの信仰の自由に関わる問題です。民主主義および国民主権の観点からも、根本的な国の制度の問題として問われなければなりません。

上記の「天皇制」の根源を探って行きたいと思えます。

日本国憲法第一条は「天皇が国家及び国民統合の象徴であり、国民の総意によるものである」と定めています。

この始まりは、古代の律令制度にあります。当時の有力豪族は、神話化による天皇の血統に存在の根拠を与えて、個々の私的実力者を超えた「公」性としたのです。各部族の統合のために、天皇を基にして、権力者間の対立と党派に偏らないという建前をとってきたのです。

明治維新は、古代国家の「公」性を実現

し、天皇の臣として国家指導者・官僚に「公」性を与え、天皇の「国体」によって、排外的・侵略的な体制でアジア諸国を支配して来ました。

敗戦後、GHQ（米国）と日本の支配者層は、「民主主義」の根幹に「人民の統合」として象徴天皇を置いて、主権者たる国民の意思の総体を天皇が把握するものとしたのです。すなわち、「天皇＝国民一体」としたために、多様な国民や住民の思想が希薄となり、信教・思想・表現・結社の自由の精神が十分に育たず、天皇の戦争責任を追及せず、自立的な民主主義政治主権の主体にして来なかったのです。

厚生労働省と旧日本軍～コロナ禍に思うこと～

芳賀繁浩（豊島北教会牧師、大会靖国神社問題特別委員、東京中会ヤスクニ・社会問題委員）

私が委員として奉仕させていただいている大会靖国神社問題委員会、また東京中会ヤスクニ・社会問題委員会では、8月15日前後の首相・閣僚らの靖国神社参拝に対してだけではなく、春期、秋期例大祭に際しての参拝、真榊・玉串料奉納等についても要請・抗議を行っています。

それは、事あるごとに「中韓の反発が予想される靖国参拝」といった定型のフレーズで、この問題をマスコミぐるみで外交問題にすり替えて、靖国神社問題の本質を隠蔽しようとする動きに対して、国内にも異議を唱え抗議と反対の意思を表す者たちがいるということを明らかにすることが、「国内から反対の声はあがっていない」などという虚偽を通用させないための最低限の働きであると考えてのことです。

そのような取り組みの中で、改めて知らされたのは、その名称からは、国民の健康と労働者の権利擁護のための役所であるような印象を持つ、またそうでなければならぬはずの厚生労働省が、歴史的には国民ではなく国家のための省庁であり、現在もまたその精神を受けついでしまっていること、今回のコロナ禍に対する、政府のどう考えても「失策」であり「失政」としか言いようのない対応も、その延長線上にあるということです。

春の例大祭には田村憲久、秋の例大祭には後藤茂之厚生労働相が、それぞれ菅首相、岸田首相と共に真榊を奉納しています。それは、個人の思想信条とは異なったレベルで、首相と厚労相は靖国神社の例大祭には真榊を奉納するという「慣例」ができているということでしょう。真榊奉納が靖国神社との綿密な打ち合わせ、むしろ要請によって行われており、一般個人からの奉納は受け付けていないということは、今回の抗議声明の中で明らかにされているところですが、こうした厚労省と靖国神社との深い関わりは歴史的に生み出されてきたものです。

厚生労働省の前身である厚生省は、1938年に設置されますが、その目的の1つは、1935年（昭和10）から日本人の死因の第1位となった結核を封じ込めることでした。けれどもその目的は、国民の健康のためというよりは、むしろ徴兵検査の成績をあげることであり、設置を主導したのは当時の陸軍省医務局長小泉親彦らの旧日本陸軍でした。

それまで、日本の公衆衛生行政を担っていたのは内務省であり、その実施に当たったのは警察でした。感染症は治療ではなく取り締まりの対象だったのです。一方、学童や学生の健康の維持・増進を受け持ったのは文部省でしたが、それもまた最終的には「精兵」とその「母胎」のためのものでした。こうした国民の健康や文化、教育を政治の「目的」ではなく「手段」と考える悪しき伝統は、今回のコロナ禍の中でもいかに発揮されているように思えてなりません。

それゆえ、こうした衛生行政が、軍によって一元化されたのはむしろ必然だったというべきでしょう。（「こうした縦割りに、ときにてんでんばらばらに進められていた衛生行政を、陸軍の力を使って一元化できないか、と小泉は考えた」（常石敬一「結核と日本人 医療政策を検証する」岩波書店、2011年、81頁）

この「軍によって作られた」厚生省は敗戦後も解体されることなく、大陸や南方に取り残された日本人の復員・引き揚げ事業を担った旧陸海軍引揚援護局を引き継ぐ形で、実質的に旧陸軍省と旧海軍省を吸収します。それは旧日本軍の人員と共にその精神を受け継ぐことでもありました。

戦後、靖国神社への合祀者の決定は、靖国神社と厚生省との綿密な協議によって決定されるようになりますが、それは、兵部省によって設置され、人事を内務省、催事を陸海軍省が管轄した靖国神社と、陸軍によって作られた厚生省という実質的に設置者を共にする組織としてはむしろ当然だったでしょう。そしてそれが決して戦死者の遺志や遺族の心情に寄り添うものではなく、国家による死者と遺族の政治利用でしかなかったことは言うまでもありません。

こうした経緯についての検証と反省がなかったこと、結果的に大日本帝国の精神を克服することができなかったことが、今回のコロナ禍に対する政府の対策の根本的な失策に繋がっていることを考えざるを得ません。

「悟りのない民は滅ぶ」（ホセア 4:16）と預言者は語り、「悔い改めなければ、あなたがたも滅びるであろう」（ルカ 13:3,5）とキリストは警告されました。その意味を噛みしめています。

＜ヤスクニ問題関連ニュース＞

○「女性皇族を苦しめるメビウスの輪・一時金支給は違憲・不支給は違法か ジレンマ幾重にも」

誰でも結婚して新生活を始めるためにはお金が必要だが、この2人の場合、女性の側が皇族なので国が出すことになっていた。これは国による特別扱いで、憲法に違反するのではないか。憲法14条1項は「すべて国民は、法の下に平等であつて、(中略)社会的身分または門地により、(中略)差別されない」と定めている。「国民」にはこの2人も含まれる。しかし憲法の下位にあるはずの皇室経済法6条7項は「皇族がその身分を離れる際に支出する一時金額による皇族費は、(中略)皇室経済会議の議を経て定める金額とする」と定めている。

ところが女性はこれを受け取らないと言う。そこで政府は支給しないと決めたが、この法律のどこにも一時金を支給するかどうかを国が勝手に判断してよいとは書いていない。だから、何としても国は一時金を支給するべきだった。

一時金不支給の決定は別の問題も惹起する。憲法4条1項は「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない」と定めている。一時金の不支給は憲法レベルでも、皇室経済法のレベルでも違法の可能性があるので。

彼女の一時金辞退の理由は現段階では明らかでないが、自らの尊厳をかけて、辞退することはあり得るだろう。例えば「私の選択を認めないあなたたちから、受け取ることはできない」と。その選択をむげに否定できるのだろうか。憲法13条は「すべて国民は、個人として尊重される」と定め、さらに民法2条も「個人の尊厳と両性の本質的平等」を掲げる。つまり財産の収受についても個人の尊厳、すなわちその人の

自己決定が大切にされなければならない。そうだとすれば、彼女の辞退の意思こそ、自らの尊厳を守る行為として最大限尊重されなければならない。彼女には、受け取らない自由がある。

事態はメビウスの輪のように入り組んで、何が正で何が非なのかが判然としない。なぜ、これほどやっかいなことになるのか。(共同通信211006、文意に沿って短くまとめました)

○高江へリパッド建設、機動隊派遣の手続きは違法 名古屋高裁が110万円賠償命令

沖縄県の米軍北部訓練場のへりコプター離着陸帯(へりパッド)建設工事で、愛知県警が警備のために機動隊を派遣したのは違法として、隊員の給与約1億3千万円を当時の県警本部長に賠償させるよう県に求めた住民訴訟の控訴審判決で、名古屋高裁は7日、派遣を決定する際の手続きに違法性があつたとして、請求棄却の一審判決を変更し、約110万円を請求するよう命じた。＜中略＞ 判決によると、愛知県警は2016年7～12月、沖縄県公安委員会の援助要求を受け、工事に伴う資材搬入の警備などに従事。東京、千葉、神奈川、愛知、大阪、福岡の6都府県から機動隊員が派遣された。(琉球新報:20211107)

○首相、靖国神社に真榊奉納 秋季例大祭、参拝せず

岸田文雄首相は17日、東京・九段北の靖国神社で始まった秋季例大祭に合わせて「内閣総理大臣 岸田文雄」名で「真榊」と呼ばれる供物を奉納した。関係者によると、首相は18日までの例大祭中、参拝はしない。(産経新聞:20211017)

802号ヤスクニ通信 2021年11月14日 発行 日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会 発行人・編集・発行 小塩海平(東京告白教会)
--

＜編集後記＞ 次号、衆院選も日キ大会も終わり、紙面が明るくなっていることを願います。K.K.